

郡山市文化財保護補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び福島県文化財保護条例（昭和45年福島県条例第43号）の規定による指定を受けた文化財で本市の区域内に存するもの並びに郡山市文化財保護条例（昭和52年郡山市条例第27号）の規定による指定を受けた文化財の保存及び活用を図るために要する経費に対して郡山市文化財保護補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象及び補助額)

第2条 この補助金は、文化財の所有者、保持者その他文化財の保存に当たることを郡山市長（以下「市長」という。）が適当と認める者（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助金の対象となる経費は、文化財の管理、修理、公開その他保存に関する事業に要する経費（以下「対象経費」という。）とする。

3 郡山市指定文化財（郡山市指定天然記念物を除く。）に対する補助金の額は、対象経費の2分の1以内の額とし、建造物にあつては2,000万円、建造物以外の文化財にあつては500万円を限度とする。

4 郡山市指定天然記念物に対する補助金の額は、対象経費の10分の8以内の額とし、200万円を限度とする。

5 国指定文化財に対する補助金の額は、国庫補助の算定の基礎となった対象経費の額から国庫補助決定額を減じて得た額の3分の1以内の額とし、建造物及び記念物の保存修理にあつては800万円、建造物及び記念物の保存修理以外にあつては400万円を限度とする。

6 福島県指定文化財に対する補助金の額は、対象経費の6分の1以内の額とし、建造物及び記念物の保存修理にあつては800万円、建造物及び記念物の保存修理以外にあつては400万円を限度とする。

7 前4項の補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金を目的外に使用してはならない。

(2) 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年保存しておかなければならない。

(概算払)

第5条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第6条 補助金の交付の決定を受けたものは、補助事業等が完了したときは、速やかに規則第14条に規定する補助事業等実績報告書及び収支決算書を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。